

令和7年5月30日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う  
影響への対応について（情報提供）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会から標記について通知がありました。

本通知は、戸籍法等の改正により、令和7年5月26日から戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることに伴う影響について、厚生労働省から事務連絡が出されたことをご知らせするものです。

具体的には、介護（予防）サービスおよび地域支援事業（例えば介護予防・日常生活支援総合事業等）の利用料に係る口座振替による支払のため、各事業所・施設で管理している口座名義が、本人がそれまで銀行等の口座名義等で使用していた振り仮名と異なる氏名の振り仮名を、戸籍等の記載事項として届け出て、銀行等の口座名義のみを変更した場合に、一致せず振替保留が生じる可能性があるとのこととです。

銀行等における口座名義を変更した場合、各事業所・施設で管理する本人情報に係る氏名の振り仮名および口座名義の変更手続も併せて行うことが必要となりうるため、本人からの変更手続の申請があった際または振替保留が生じた際に、各事業所・施設が適切に対応できるよう、上記趣旨についての周知依頼がなされております。

なお、本件については、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対して、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関および民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該口座名義の変更手続が必要となる旨、注意喚起の依頼が行われております。

貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）  
(令7.5.21 厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737